**団　　規　　約**

日本ボーイスカウト東京連盟あすなろ地区杉並第１２団

**（総　則）**

第１条　本団は日本ボーイスカウト東京連盟あすなろ地区杉並第１２団（以下「本団」という）と称し、団本部を団委員長宅に置く。

第２条　本団は隊員の保護者よりなる育成会及びボーイスカウト運動に理解のある阿佐谷を中心とした地域の有志（特別育成会会員を含む）及び賛助会員・ＯＢ会員の方々の協力により、その存続を維持する。

第３条　本団の目的はボーイスカウトの組織を通じ青少年がその自発活動により、自らの健康を築き、社会に奉仕出来る能力と人生に役立つ技能を体得し、かつ、誠実、勇気、自信及び国際愛と人道主義を把握し、実践できるよう教育することにある。（「教育規程第１章・教育の目的」による）

第４条　本団はボーイスカウト日本連盟教育規程に基づいて運営される。

第５条　本団の通常の運営は団委員会及び団会議によって行われる。

**（団　委　員　会**）

**（団委員の選任）**

第６条　団委員は、育成会総会の議を経て、選任される。

　２　　団委員長は、団委員の互選とする。

　３　　団委員会は、必要に応じ副団委員長を選任する。

　４　　育成会長はその職責上、団委員となる。

第７条　団委員会は次の役員を団委員の互選によって決めるものとする。

（１）団委員長　　１名

（２）副団委員長　３名以内

（３）会　計　　　２名

（４）庶　務　　　若干名

（５）会計監査　　２名

第８条　団委員会の招集は団委員長がこれを行い、その議長になる。

**（団委員会の役目）**

第９条　団委員会は次の事項を掌握する。

　（１）団の資産を管理する。

（２）団の財政について責任を持つ。

（３）集会場、備品及び野営・舎営等各種行事の実施について便宜を図る。

（４）団の各隊長、副長、指導者の選任を行うと共に、それらの指導者に対し研修の促進と援助を行う。

（５）団内スカウトの進歩の促進を図る。

（６）団内全てのスカウト入退団を管理し、団の加盟登録について責任を持つ。

（７）団内スカウトの健康維持と安全確保につとめる。

（８）スカウト運動の主旨の普及に努める。

但し、団委員会はスカウトの訓育には直接関与しない。

**（団の政治活動の禁止）**

第１０条　団は全ての政治団体及びこの団体以外の連合体（官公庁を含む）に拘わらず、その全てから如何なる制約も受けない。また、なん人といえども団を政治目的に利用する事は許されない。

**（団　会　議）**

第１１条　団会議は団の全般に亘る事項を協議するため、団委員長（副団委員長）・各隊指導者によって構成され、団委員長が招集し、その議長となる。

**（隊員の入団及び入隊資格）**

第１２条　本団の隊員として入団、入隊しようとする者は、次の事項を具備しなければならない。

（１）本人が入団・入隊を希望し、保護者がボーイスカウト運動を理解し、協力できるもの。

（２）「入団願」を提出し、入団の面接を受けること。

（３）｢ちかい｣と「おきて」（ボーイ隊以上）、「やくそく」と「さだめ」（カブ隊）、「やくそく」と「きまり」（ビーバー隊）の実践を誓えるもの。

（４）保護者が入団金・隊費の納入ができ、育成会員となり保護者会等の集会に出席できること。

**（移籍及び途中入出隊）**

第１３条　他団からの移籍（転入）及び途中入隊は、当該隊長の意見を聴取し、団委員長がこれを決める。

２　他団への移籍（転出）及び退団する場合は、書面にてその旨所属隊長を経由して、団委員長に届け出る。

第１４条　団経費

　　　　　　団の運営に要する経費は、入団金・育成会会費・賛助会費・ＯＢ会費・隊費・行事費・その他寄付金等の収入をもってこれを賄う。但し、細部については会計細則の定めるところとする。

第１５条　会計監査

　　　　会計年度終了後、各隊、団委員会、育成会は、所属構成員以外の者から会計監査を受けなければならない。

第１６条　予算・決算

団・各隊の予算は、毎年度の開始前に編成し、決算は毎年度終了後、遅滞なく作成し、団委員会の承認を得て、育成会総会に報告し、承認を受けなければならない。

**（会計年度）**

第１７条　本団の会計年度は、原則として毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

**（そ　の　他）**

第１８条　団委員及び各隊の指導者は無報酬で奉仕する。従ってスカウトの保護者より個人的に謝礼等を受けることはできない。

第１９条　この規約の改廃は育成会総会の議決による。

　　２　本規約に特に定め無き事項については、団委員会及び団会議の決するところによる。

〈附則〉

本会則は　昭和５５年　５月　５日より施行する

　　　　　　平成２６年１０月　５日一部改正

　　　　　　平成２７年１０月　４日一部改正

平成３０年１１月２５日一部改正